

インフルエンザ注意報の発令について（注意喚起）

県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、**令和5年第5週（1/30～2/5）において、仙南保健所管内**で、下記のとおりインフルエンザの定点医療機関当たりの患者報告数が注意報発令基準を超えました。

今後、県内全域において流行が拡大する可能性がありますので、予防対策を徹底するとともに、38℃以上の発熱，咳，咽頭痛，頭痛，関節痛などの症状が見られた場合には、早期に医療機関を受診しましょう。（ワクチン接種をしている場合には、明らかな症状を認めないことがあります。）

記

○各保健所管内のインフルエンザ患者報告数 令和5年第5週（令和5年1月30日～2月5日）

県内各保健所	仙 南	塩 釜	大 崎	石 巻	気仙沼	仙台市	県全体
1定点医療機関当たり患者報告数(人)	10.57	2.81	1.45	2.69	1.25	4.02	3.71
患者報告数計(人)	74	45	16	35	5	177	352

※ ： 注意報発令基準を超える保健所管内

インフルエンザ定点
医療機関数：95箇所

《参考》インフルエンザ注意報発令基準（1定点医療機関当たり患者報告数）10人
 〃 警報発令基準（1定点医療機関当たり患者報告数）30人

○過去5シーズンにおける注意報発令状況

シーズン	平成 29/30 年	平成 30/31 年	令和元/2 年	令和 2/3 年	令和 3/4 年
注意報発令日	平成 29年 11月 30日	平成 31年 1月 8日	令和元年 12月 5日	注意報発令なし	注意報発令なし

【インフルエンザの予防対策】

- 1 流行前のワクチン接種。
- 2 外出後の手洗い等。（アルコール製剤による手指消毒も効果的です。）
- 3 適度な湿度の保持。乾燥しやすい室内では、加湿器などを使用し、適切な湿度（50～60％）を保つことが効果的です。
- 4 睡眠などの十分な休養と、バランスの取れた栄養摂取を心掛ける。
- 5 流行期には人混みや繁華街への外出を控える。
- 6 室内ではこまめに換気する。

参考：厚生労働省「インフルエンザ Q&A」